

論点整理

(IP網への移行過程における音声接続料(加入電話)の在り方)

令和3年6月

■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について
4. 移行過程の適正な接続料算定方法について
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について
 - (4) 価格圧搾のおそれへの対応について
 - (5) NTSコストの扱いについて
 - (6) 東西均一接続料の扱いについて

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について

- 次期の接続料算定方法の適用期間は令和4年4月から令和6年12月までとすることでよいか。

<主な意見>

● 令和4年4月から令和6年12月までを適用期間とすべき。

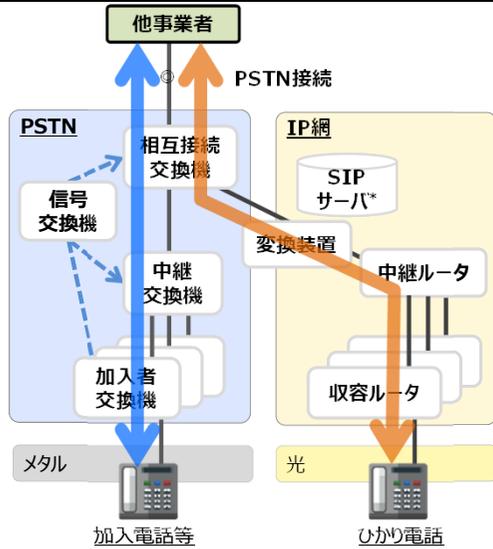
- 移行期特有の設備構成やサービス提供の実態を踏まえた対応が必要となることを踏まえれば、固定電話のIP網への移行を予定している令和4年4月から令和6年12月までを適用期間とすることが適切。【NTT東日本・西日本】
- 加入電話着信の切替は令和5年1月開始の予定だが、ひかり電話もPSTN接続区間の原価はLRIC算定であり、かつ令和4年4月以前にIP-POIへ切替が可能であるため、移行過程のPSTN網を令和4年4月から令和6年12月までと定義することは妥当。【KDDI】
- IP網への移行は令和6年12月に終了する予定であり、また、IP網への移行後は、メタルIP電話とひかり電話は同一の接続料として算定される方向であることから、加入電話に係る次期接続料の適用期間は、移行スケジュールが大幅に変更とならない限りにおいては令和4年4月から令和6年12月までとすることで問題ない。【ソフトバンク】

- 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」(平成29年9月27日)において、2025年1月までにはPSTNからIP網への設備移行に係る全行程を完了させることが必要とされている。NTT東日本・西日本の説明によれば、関係事業者間での協議の結果、加入電話について、令和5年1月に現在のGC接続・IC接続からIP接続への接続ルート切替を開始し、令和6年12月に切替を完了することが予定されている。
- このようなIP網への移行予定を踏まえれば、現行の接続料算定方法の適用が終了する令和4年4月以降の加入電話の接続料算定方法は、IP網への移行過程に対応した方法をとることとし、その適用期間は、IP接続への接続ルート切替の完了が予定されている令和6年12月までとすることが適当ではないか。

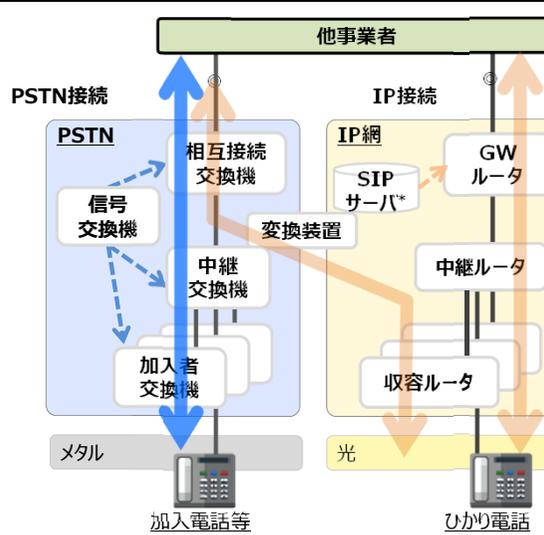
(参考) IP網への移行工程

○ 令和3年1月から令和6年12月まで、IP網への移行に係る接続ルート切替が順次実施されている。

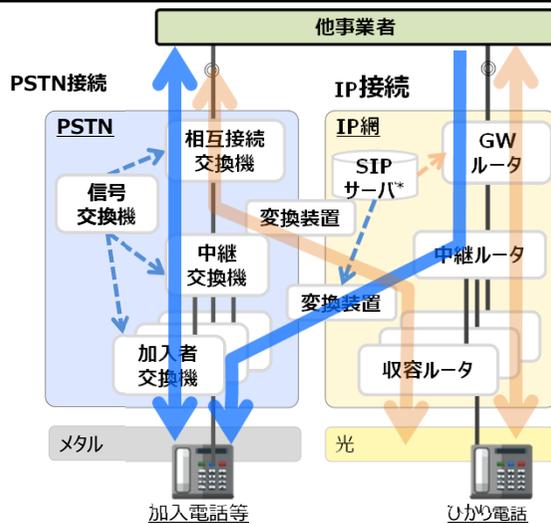
1 接続ルート切替前 (～令和2年12月)



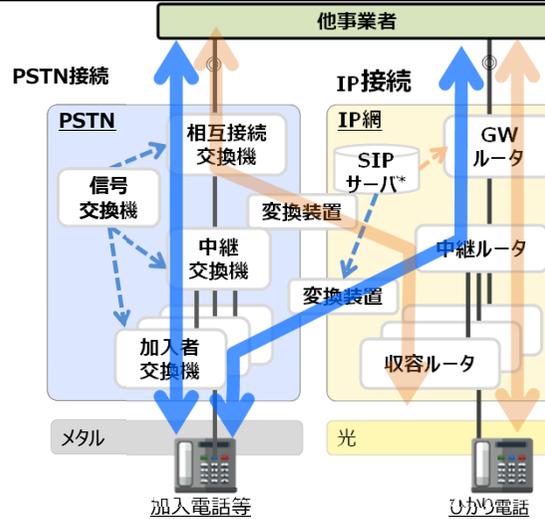
2 ひかり電話発着の接続ルート切替 (令和3年1月～令和6年12月)



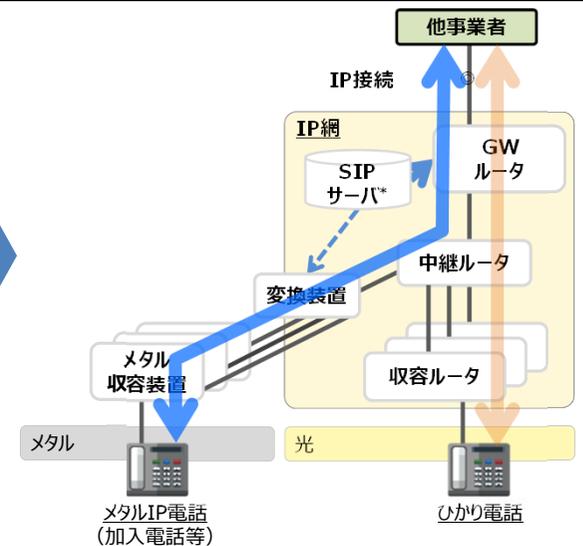
3 加入電話着の接続ルート切替 (令和5年1月～令和5年12月)



4 加入電話発の接続ルート切替 (令和6年1月～令和6年12月)

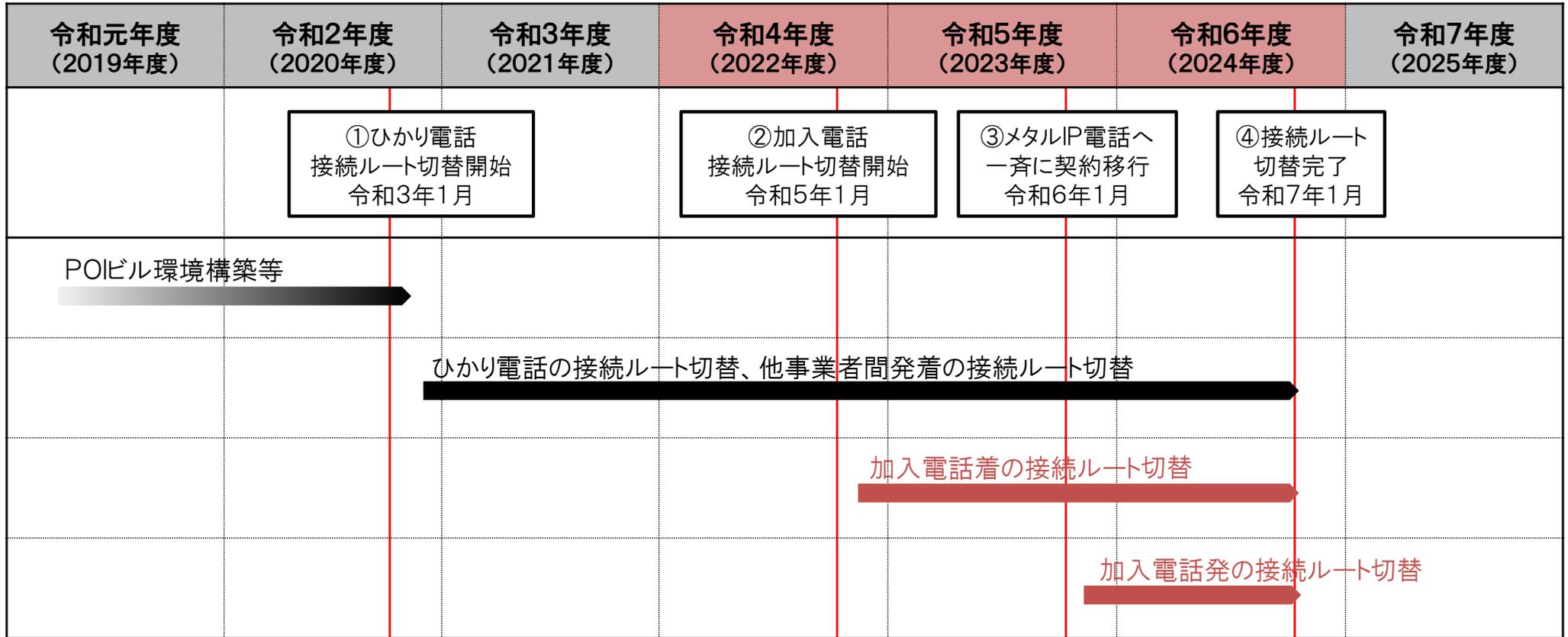


5 接続ルート切替後 (令和7年1月～)



(参考) IP網への移行スケジュール

○ IP網への移行スケジュールと加入電話の接続料算定方法の適用期間との対応関係は以下のとおり。



**第8次LRICモデル
を適用**
(平成30年10月に答申)

**移行過程の接続料算定方法
を適用**
(検討対象)

**移行後の接続料算定方法
を適用**
(令和3年3月に論点整理)

■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について
4. 移行過程の適正な接続料算定方法について
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について
 - (4) 価格圧搾のおそれへの対応について
 - (5) NTSコストの扱いについて
 - (6) 東西均一接続料の扱いについて

2. 指定設備等について

- 移行過程の加入電話により接続ルート切替後に利用されるメタル収容装置、変換装置及び変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備を一種指定設備として取り扱う必要があるのではないか。その他、追加して指定すべき設備は考えられるか。
- 移行過程の加入電話により接続ルート切替後に利用される県間通信用設備及び中間配線架(パッチパネル)について、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づける必要があるのではないか。

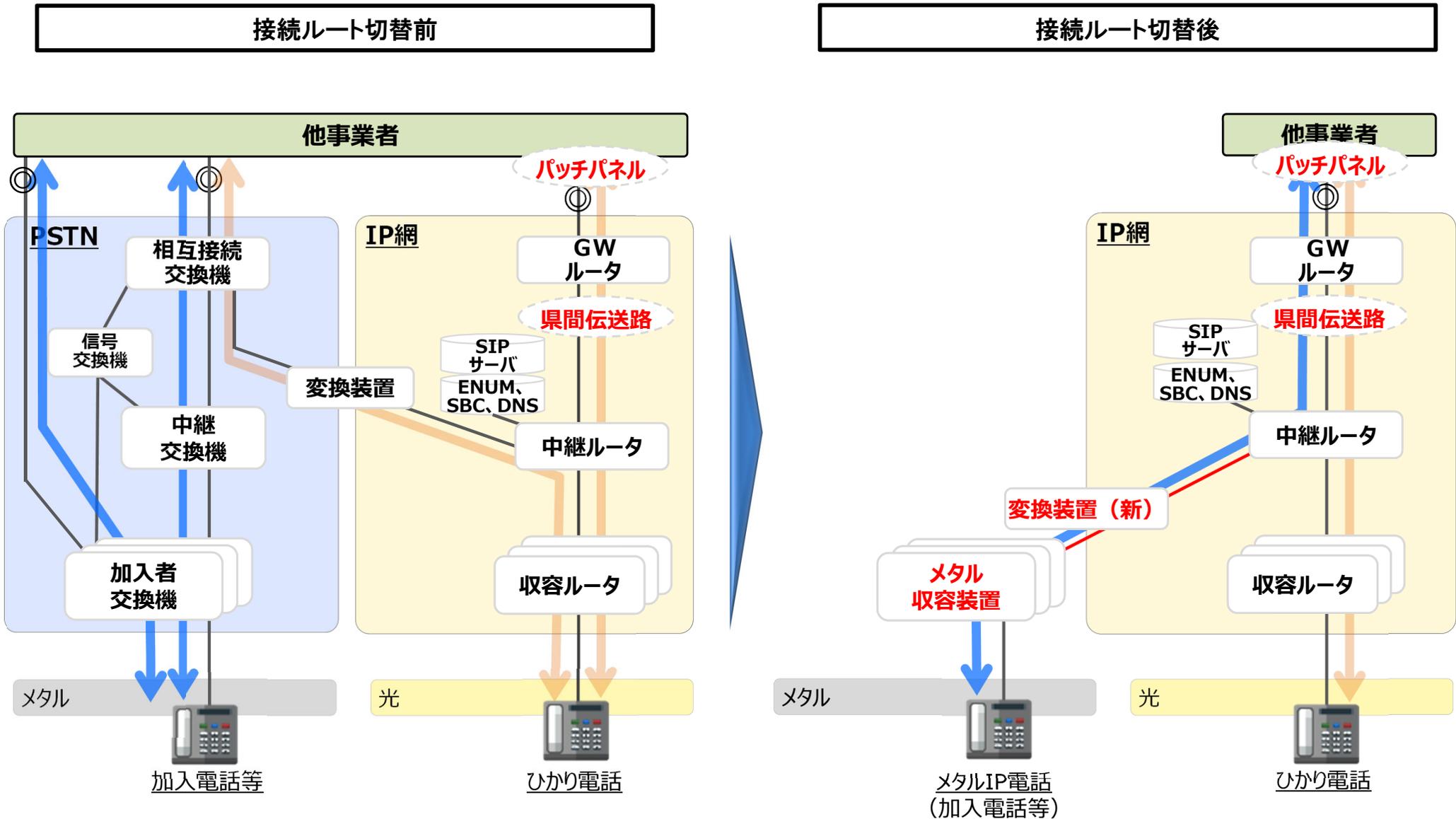
<主な意見>

- **メタル収容装置、変換装置、変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備を第一種指定電気通信設備として取り扱うべき。**
 - 基礎的電気通信役務との接続に必要不可欠な設備であることから、接続ルート切替後に利用されるメタル収容装置、変換装置及び変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備を第一種指定電気通信設備として取り扱うべき。【KDDI、ソフトバンク】
- **県間伝送路について新たな規制は不要。中間配線架は非指定設備として取り扱うことが適当。**
 - 音声に係る県間設備は、当社と他事業者の双方が設備を互いに準備し、相互に利用しあうものであるため、当社にのみに規制を課す理由はない。【NTT東日本・西日本】
 - 県間接続料については、水準等の条件を自主的に公表することで、他事業者において自社の県間設備との比較等、確認を行うことを可能とし、適正性・公平性・透明性を確保する考えであり、新たな規制は不要。【NTT東日本・西日本】
 - 中間配線架は、当社との接続のみならず、他事業者間の接続にも利用されること、当社との接続において不可避免的に利用される設備ではないことを踏まえれば、非指定設備として取り扱うことが適当。【NTT東日本・西日本】
- **県間伝送路、中間配線架とも、ひかり電話と同様に「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づけることが必要。**
 - 県間通信用設備及び中間配線架(パッチパネル)は、当該機能を利用することなく第一種指定電気通信設備との接続することは不可能であることから、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づける必要がある。【KDDI】
 - 加入電話においてもIP網移行後は、ひかり電話と同様に、県間通信用設備及び中間配線架(パッチパネル)を不可避免的に使用することとなり、その利用にあたっては、適正性、公平性、透明性を担保するため、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけることが適切。【ソフトバンク】

- IP網への移行に伴い、加入電話の収容階梯等において、加入者交換機を転用するメタル収容装置、メタル収容装置の直上に設置される変換装置及び変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備が新たに使用される。加入者回線との一体性を踏まえれば、これらの設備を新たに一種指定設備として指定すべきと考えられるのではないか。
- IP網への移行に伴う接続ルート切替後に加入電話により使用される県間通信用設備については、第一種指定電気通信設備と一体的に利用されるという不可避性に鑑みて、移行期間のひかり電話により利用される県間通信用設備と同様に、まずは「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づけるべきと考えられるのではないか。なお、県間通信用設備については、別途論点整理を行った「IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方」の検討を踏まえ、所要の制度的措置を行うことが適当である。
- IP網への移行に伴う接続ルート切替後に加入電話により使用される中間配線架(パッチパネル)については、使用に係る負担や条件の適正性、公平性、透明性を担保する観点から、移行期間のひかり電話により利用される中間配線架(パッチパネル)と同様に、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づけるべきと考えられるのではないか。

(参考) 加入電話の接続ルート切替前後における設備構成

○ 加入電話の接続ルート切替前後における設備構成は以下のとおり。



■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. **移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について**
4. 移行過程の適正な接続料算定方法について
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について
 - (4) 価格圧搾のおそれへの対応について
 - (5) NTSコストの扱いについて
 - (6) 東西均一接続料の扱いについて

3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について

(1) 移行過程の接続料の算定単位

- 次期接続料算定期間の加入電話の接続料は、どのような機能ごとに算定することが適当か。引き続き設備単位で接続機能を設定することで問題ないか。
- 接続ルート切替前の機能として、現在PSTNにおいて接続料を算定している機能が考えられるのではないか。接続ルート切替後の機能として、どのような機能が考えられるか。

<主な意見>

- **設備単位で接続料を設定することが望ましい。**
 - 設備ごとの網機能の単位コストが明確となることで同等性・透明性が確保されることから、IP網移行にかかるひかり電話の設備と同様に、加入電話のIP網切替後においても各設備単位に接続料を設定することが望ましい。【ソフトバンク】
- **接続料は実際に利用する機能単位で設定することが適当。**
 - IP網では設備単体では機能せず、事業者が利用できないため、接続料の設定単位は、実際に利用する機能単位とすることが適当。【NTT東日本・西日本】
- **接続ルート切替前の機能は、現在PSTN-LRICモデルで算定している機能が考えられる。接続ルート切替後の機能は、IP接続機能に集約される。**
 - 接続ルート切替前の機能は、現在PSTN-LRICモデルで算定している機能が考えられる。接続ルート切替後においては、GC接続機能等は現行固定費となっているトランクポート関連費用を含め、コスト・需要ともにIP接続ルートに集約される。【ソフトバンク】

3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について

(1) 移行過程の接続料の算定単位

- 次期接続料算定期間の加入電話の接続料は、どのような機能ごとに算定することが適当か。引き続き設備単位で接続機能を設定することで問題ないか。
- 接続ルート切替前の機能として、現在PSTNにおいて接続料を算定している機能が考えられるのではないか。接続ルート切替後の機能として、どのような機能が考えられるか。

<主な意見>

● 設備単位でコストを把握することは重要。

- ボトムアップの積み上げで、どのような設備にどれだけのコストがかかっているかをしっかりと把握することは、接続制度として大事なポイント。【佐藤主査代理】

3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について

(2) 移行過程の公平な接続料算定方法について

- 接続ルート切替前後における負担が不公平とならないよう、GC接続と当該接続から切替後のIP接続、IC接続と当該接続から切替後のIP接続について、各々、接続ルート切替前後で単一の接続料を設定することが適切と考えられるのではないかと。

<主な意見>

- **移行前のGC接続・IC接続及び移行後のIP接続について全て単一の料金とすべき。**
 - IP接続への切替については、全事業者で計画的に進めるために一定期間を要するものであり、切替時期によって事業者毎の負担に差が生じないようにする必要があることから、固定電話接続料についても、ひかり電話接続料と同様、POIによらず単一の接続料を設定することが適当。【NTT東日本・西日本】
 - 段階的な接続ルート切替の工程を接続料算定において反映することは現実的でない。また、NTT東日本・西日本のメタル電話加入者への発着呼について、IP-POI切替後のトラフィックの移行元がIC接続・GC接続のいずれであったのかを呼ごとに識別する方法がない。したがって、移行過程の接続料算定については、NTT東日本・西日本の加入電話との発着呼の接続料はIC接続・GC接続・IP接続で統合した単金とするべき。【KDDI】
 - PSTN経由・IP経由で同一単金とすることは、NTT東日本・西日本が相互接続する対向事業者側にも求められるため、双務的な扱いと言える。【KDDI】
 - PSTN経由・IP経由で同一単金とすることは、切替タイミングの違いによる公平性確保の観点とも整合する。【KDDI】
 - 接続ルート切替後のIP接続においては、切替前の接続ルートがGC接続かIC接続かに拠らずIP接続のみとなるため、切替前の接続ルートを識別することは困難であり、また識別する必要性もない。従って、移行過程において、ルート切替前後における負担の公平性の観点からは、GCとICで単金を分けるのではなく、切替前(GC/IC接続)及び切替後(IP接続)で、全て単一で料金を設定することが適当。【ソフトバンク】
- **GC接続・IC接続はトランクポート関連費用も含めた上でIP接続と単一料金化すべき。**
 - IP接続とは異なり、IC接続・GC接続ではトランクポート費用・GC接続中継伝送専用型、回線工事費が網使用料となることから、IP接続との公平性担保のため、これらの費用も従量接続料コストに含めて議論する必要がある。【KDDI】
 - 接続ルート切替後のIP接続機能は、GC接続・IC接続コストのほか、現行固定費となっているトランクポート関連費用も反映し単価を算定するものと認識。【ソフトバンク】

(1) 接続ルート切替前後での加入電話発着信に係る接続料等の単一化

- 加入電話の接続ルート切替は、接続事業者の判断のみによるタイミングでの実施や、全接続事業者による一斉のタイミングでの実施を行えるものではなく、事業者間で切替開始時期の重複を避ける等のスケジュール調整を行った上で、令和5年1月から令和6年12月までの間に順次実施することが予定されている。
- このことを踏まえれば、接続ルート切替前後の公平性を担保する観点から、加入電話の発着信について、接続ルート切替前後で発着信に係る接続料等の負担を単一とすることが適当と考えられるのではないかと考えられる。

(2)接続ルート切替前の加入電話発着信に係る接続料の単一化

- 接続ルート切替前の加入電話の発着信は、PSTNでの呼の疎通形態に着目すると、IC-POI経由での発着信、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用なし)での発着信、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用あり)での発着信に分類される。接続において、使用した機能に対応した接続料等を負担するという原則に基づけば、これら3形態での発着信における接続料等の負担は、現行の規定と同様に、疎通形態毎に算定することとなる。
- 他方、接続ルート切替後の加入電話の発着信は、IP-POI経由での発着信に一本化され、当該発着信を、接続ルート切替前のIC-POI経由、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用なし)、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用あり)のいずれかの発着信に対応付けることも困難である。したがって、接続ルート切替前後での接続料等の負担単一化を前提とすれば、当該単一化の過程で算定する接続ルート切替前の3形態での発着信における接続料等の負担を、IP網への移行期間であることに伴う特例的な扱いとして、単一とすることが考えられる。
- この点について、NTT東日本・西日本からは、POIによらない単一接続料を設定することが適当、KDDI及びソフトバンクからは、切替前(GC/IC接続)及び切替後(IP接続)で全て単一料金を設定することが適当との意見があった。
- これらの点を踏まえれば、移行期間中に限定して、接続ルート切替後のIP-POI経由での加入電話の発着信に係る負担を単一化する場合には、円滑な移行を図る観点から、その過程で算定する接続ルート切替前のIC-POI経由、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用なし)、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用あり)での加入電話への各着信における接続料の負担を単一とすることが適当と考えられるのではないかと。
- なお、接続ルート切替前の3形態での加入電話の発着信における接続料等の負担を単一化する方法としては、IP網へ移行開始前の網構成との対応をとる観点から、各形態で使用する機能毎の接続料の合算値及び各形態のトラフィック割合等を踏まえて加重平均をとることが適当と考えられるのではないかと。

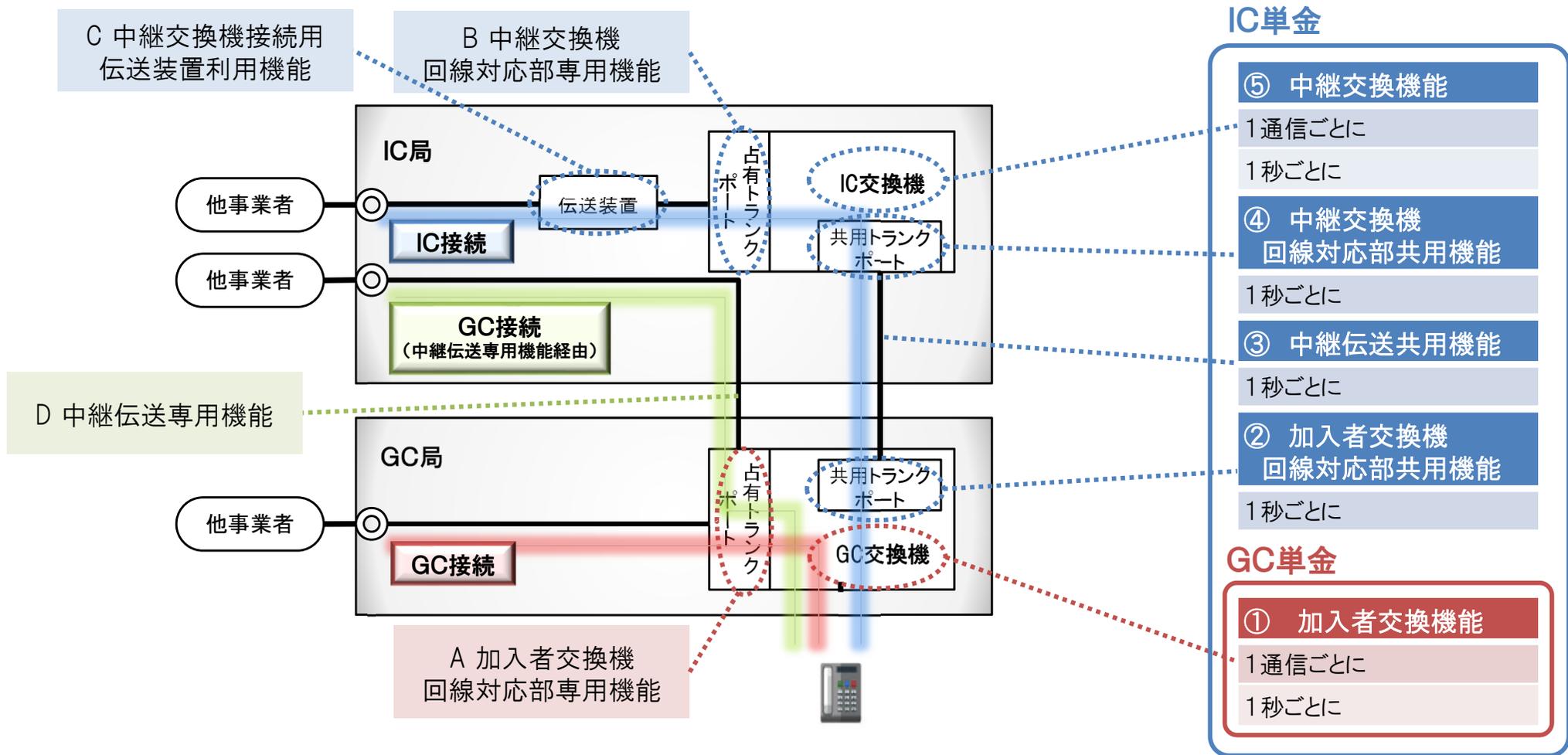
(3)接続ルート切替前の占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能に係る接続料の取扱い

- 接続ルート切替後、加入電話のIP-POI経由の発着信においては、端末回線収容機能、中継伝送機能、中継系ルータ交換機能、県間伝送機能、相互接続系ルータ交換機能が用いられる。
- これに対して、接続ルート切替前、加入電話のIC-POI経由の発着信においては、加入者交換機能、加入者交換機回線対応部共用機能、中継伝送共用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継交換機能、中継交換機回線対応部専用機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能が、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用なし)の発着信においては、加入者交換機能、加入者交換機回線対応部専用機能が、GC-POI経由(中継伝送専用機能の使用あり)の発着信においては、加入者交換機能、加入者交換機回線対応部専用機能、中継伝送専用機能が各々用いられる。
- 加入電話の各形態での発着信について、接続に係る負担を単一とする場合、当該接続に係る単一化前の負担の算定単位を揃えることが必要である。
- 接続ルート切替後のIP-POI経由での加入電話の発着信に係る負担は、接続に使用される各機能の内容を踏まえると、トラヒック単位での算定が考えられる。
- 他方、接続ルート切替前の3形態での加入電話の発着信で用いられる機能は、現行の制度上、基本的にトラヒック単位で接続料が算定されているが、中継交換機回線対応部専用機能、加入者交換機回線対応部専用機能及び中継交換機接続用伝送装置利用機能(以下、これらの機能をまとめて「占有トランクポート関連機能」と呼称する。)並びに中継伝送専用機能は、回線単位で接続料が算定され、接続事業者による個別負担とされている。
- ここで、占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能に係る接続料の算定単位の設定について検討する。
- 占有トランクポート関連機能は、加入電話接続料算定へのLRIC方式導入当初、平成12年度から16年度にかけては、接続に不可避免的に発生する交換機の基本機能であるという考え方に基づき、従量接続料の費用範囲とされていた。しかし、その後、トランクポート等の稼働率の低さについて検討が行われ、「基本機能とされる機能であっても、トラヒック見合いの負担とすることが非効率的な設備構築を助長し、不要なコストを一定水準以上負担しているような場合には、特例的に、当該費用の一部を、受益者負担に基づき、接続事業者の個別負担により、回収を図ることもやむを得ないと判断される」との考え方に基づき、平成17年度以降は、接続料を回線単位による算定に変更された経緯がある。

(3)接続ルート切替前の占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能に係る接続料の取扱い

- この点について、現在の状況に照らして検討すると、最繁時呼量に基づく令和2年度の回線対応部専用機能の利用率はICが93%、GCが84%となっており、平成16年度までに問題となったような非効率的な設備構築状況は認められない。また、近年の加入電話トラヒックの減少やマイラインサービスの縮小、令和7年1月以降はPSTNが廃止予定であることを踏まえれば、接続料の算定単位によらず、次期接続料算定方法の適用期間において、接続事業者により利用実態から乖離した規模で占有トランクポートの新規増設が行われる蓋然性は低いと考えられるのではないかと。
- また、中継伝送専用機能は、平成15年度からLRIC方式による接続料の算定が開始され、回線単位で接続料が算定されている。中継伝送専用機能の契約数は減少傾向が続いており(平成28年度は10.3万契約、令和2年度は6.3万契約)、近年の加入電話トラヒックの減少や令和7年1月以降はPSTNが廃止予定であること、また、現在中継伝送専用機能を使用していないGC接続で新たに中継伝送専用機能の使用を開始する場合には工事費負担や接続事業者側での接続ルート切替対応等が発生すること、さらに、接続ルート切替前の3形態での加入電話の発着信における接続料負担を単一化する場合、現在中継伝送専用機能を使用していないGC接続について、中継伝送専用機能を追加してもIC接続に切り替えても接続事業者の負担する接続料に差異がなくなることを踏まえれば、中継伝送専用機能についても、接続料の算定単位によらず、次期接続料算定方法の適用期間において、接続事業者により新規増設が行われる蓋然性は低いと考えられるのではないかと。
- これらの点を踏まえれば、次期接続料算定方法の適用期間において、接続ルート切替前後での加入電話発着信に係る接続料等の負担単一化のために、占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能の接続料の算定単位をトラヒック単位に変更することは許容されると考えられるのではないかと。
- なお、占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能の接続料の算定単位変更により、これらの機能に係る各接続事業者の負担額の変動が見込まれる。したがって、当該接続事業者が、これらの機能に係る負担を、当該接続事業者への接続事業者に求める場合、適正な原価に基づくためには、負担額の変動を考慮することが考えられるのではないかと。

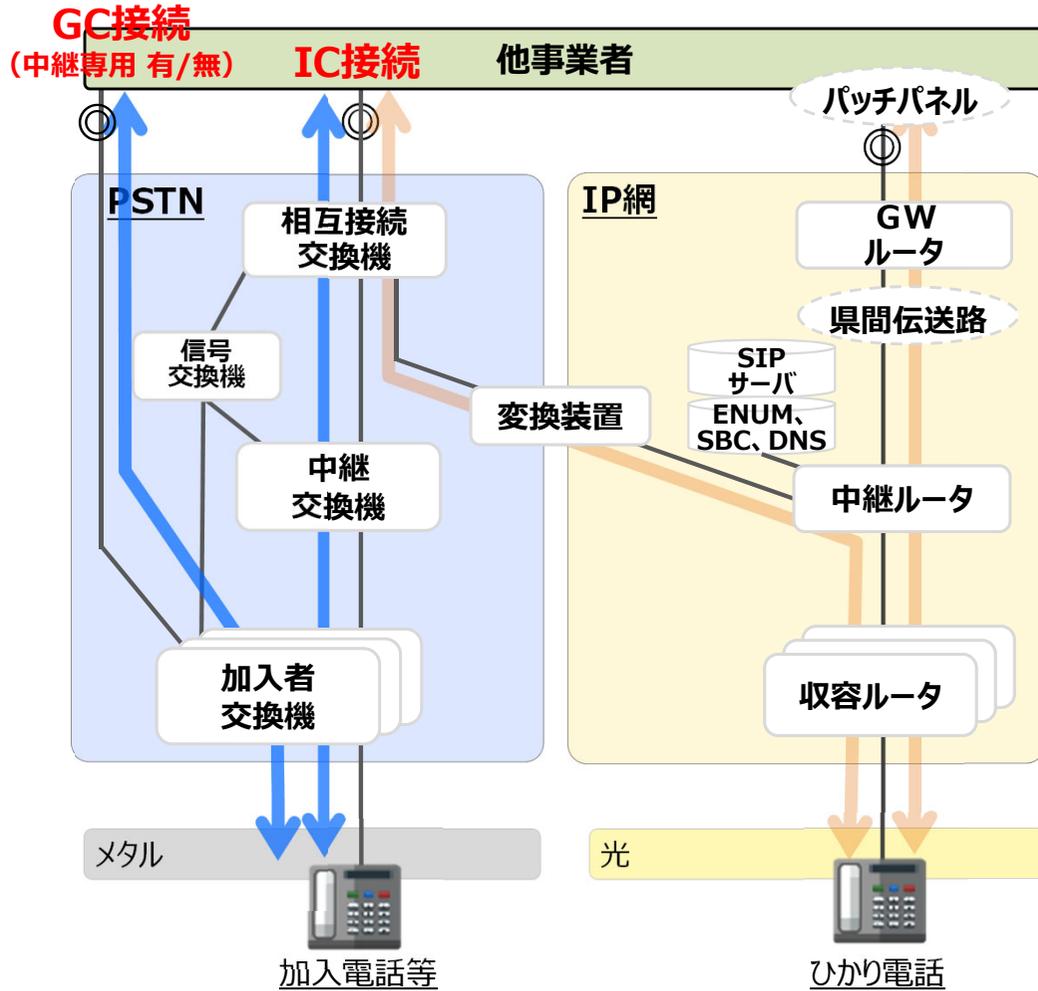
○ 第8次PSTN-LRICモデルでは、以下の17の機能等について接続料等を算定。



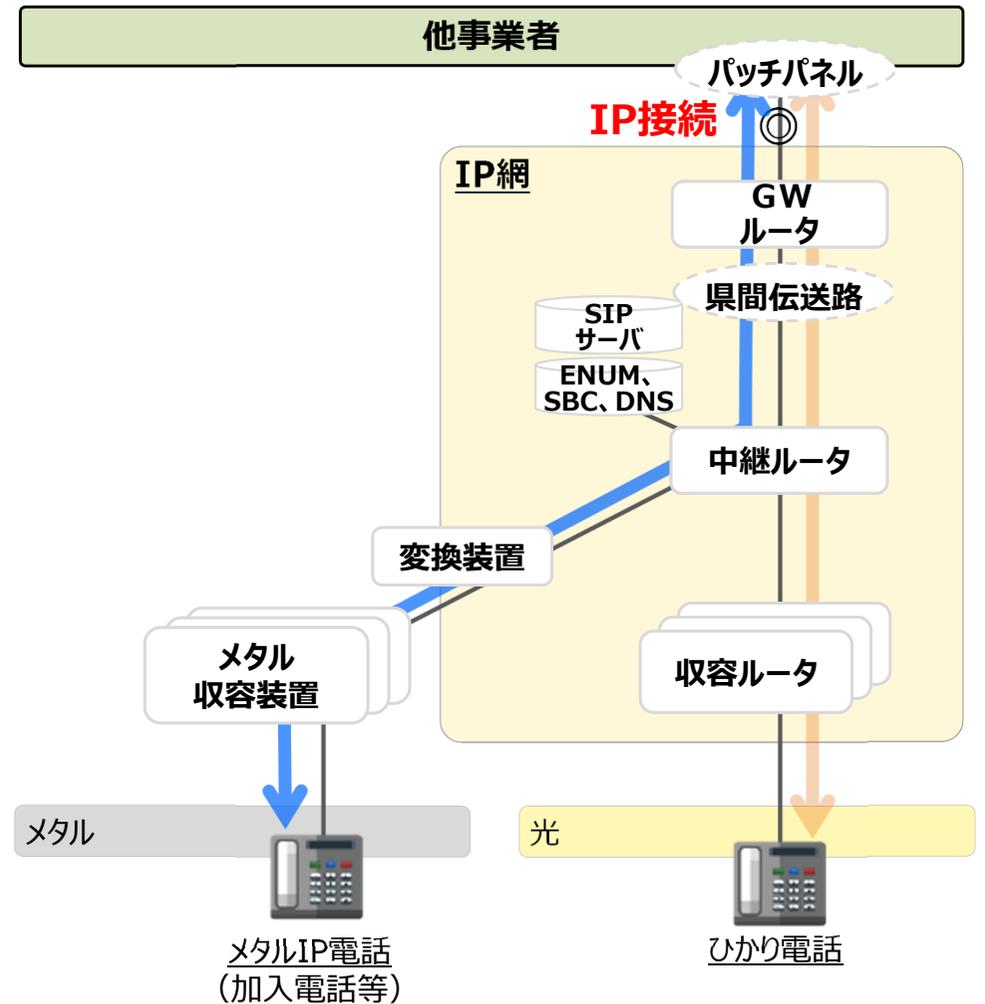
※ 上記各機能に加えて、市内伝送機能、中継伝送専用機能、共通線信号網利用機能、加入者交換機等接続回線設置等工事費に係る接続料等も各々独立に算定。また、これら12機能等を組み合わせ、市内通信機能、リルーティング通信機能、リルーティング指示に係る網保留機能、音声ガイダンス送出用接続通信機能、リダイレクション網使用機能に係る接続料も算定。

○ 加入電話は、接続ルート切替前はGC接続・IC接続により、接続ルート切替後はIP接続により他事業者と接続。

接続ルート切替前



接続ルート切替後



■ 占有トランクポート関連機能利用率の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
中継交換機回線対応部専用機能	91%	89%	96%	94%	93%
加入者交換機回線対応部専用機能	44%	60%	83%	87%	84%

※ 平成17年度に接続料を回線単位による算定に変更した際の検討時と異なり、ICトランジットを含む最繁時呼量に基づき推計。

■ 中継伝送専用機能の契約数推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
中継伝送専用機能(24回線毎)	102,975	95,416	76,792	70,142	63,497

■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について
4. 移行過程の適正な接続料算定方法について
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について
 - (4) 価格圧搾のおそれへの対応について
 - (5) NTSコストの扱いについて
 - (6) 東西均一接続料の扱いについて

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(1)長期増分費用(LRIC)方式の適用について

- 次期接続料算定期間の接続料算定について、引き続き、LRIC方式を用いることが適当と考えられるのではないか。

<主な意見>

- **LRIC方式をベンチマークとした更なる経営効率化は困難。**
 - LRIC方式を適用してきた目的は、ベンチマークを設定することで、NTT東日本・西日本の経営効率化を促し、競争促進を図ること。これまで果敢のコスト削減に取り組んできたものの、PSTNの設備は技術革新が見込めず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難。接続料規制の目的の転換が必要。【NTT東日本・西日本】
- **非効率性排除の観点からLRIC方式を適用することが適当。**
 - 非効率性排除の観点から、LRIC方式の適用が引き続き必要。LRIC方式の適用は、現行の原価算定及びIP移行後のメタルIP電話の原価算定の方向性とも整合する。【KDDI】
 - 移行過程において、NTT東日本・西日本の実網で加入者交換機をメタル収容装置として流用する方式を採用すること自体を否定するものではないが、NTT東日本・西日本提案の算定方式は第9次モデル検討の過程でLRICモデルとしては否定された方式であり、非効率性の排除の観点から、第9次モデルで採用された方式で原価算定すべき。【KDDI】
 - IP網への移行期においては新旧設備が併存することから非効率性が生じやすいと考えられるが、実際費用方式においてはそのような非効率性を排除するインセンティブが働かず、単価が高止まりする懸念がある。LRIC方式は「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いて接続料を算定する方式であり、非効率性も排除されることから、一定の合理性がある。【ソフトバンク】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(1)長期増分費用(LRIC)方式の適用について

- 次期接続料算定期間の接続料算定について、引き続き、LRIC方式を用いることが適切と考えられるのではないか。

<主な意見>

- **LRICモデルの目的は、競争を機能させるための接続料・コストを算定すること。**
 - LRICモデルの政策側から見た運用目的は、競争を機能させるために、どのような接続料設定が必要であるか、そのベースとなるコストがどれだけかを明瞭にすること。【佐藤主査代理】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(1)長期増分費用(LRIC)方式の適用について

- その際、移行過程の加入電話により利用される県間通信用設備及び中間配線架(パッチパネル)の利用に係る負担について、どのように算定することが適当か。

<主な意見>

- **県間通信用設備に係る負担は、NTT東日本・西日本の調達価格を勘案して算定すべき。**
 - 県間通信用設備に係る負担はNTT東日本・西日本の活用業務による調達であることから、調達価格を勘案して算定すべき。【KDDI】
- **県間通信用設備に係る負担は、LRIC方式か、ひかり電話の算定方法(実際費用方式)により算定すべき**
 - 県間通信用設備に係る負担は、第9次IP-LRICモデルで考慮されていることからLRIC方式で算定することで問題ないが、ひかり電話において第一種指定設備の接続料に準じて算定された県間通信用料金を適用することも一案。【ソフトバンク】
- **中間配線架に係る負担は、ひかり電話の算定方法(実際費用方式)により算定することで問題ない。**
 - 中間配線架に係る負担は、LRIC方式・実績原価方式のいずれの方法による算定も考えられるが、ひかり電話との共用設備であるため、ひかり電話の算定方法も勘案して判断すべき。【KDDI】
 - 中間配線架に係る負担は、現状IP-LRICモデルでは考慮されていない上、負担規模も小さく、また既にひかり電話において第一種指定設備の接続料に準じて算定されていることから、ひかり電話で利用される場合と同じ料金を適用することで問題ない。【ソフトバンク】

(1)長期増分費用(LRIC)方式の適用について

- 加入電話の音声接続料の算定は、平成12年度に長期増分費用(LRIC)方式を採用して以降、累次のモデル見直しを重ねつつ、LRICモデルを適用して実施している。
- LRICモデルは、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用を算定するためのモデルである。LRICモデルやその入力値を開かれた検討プロセスの中で検討・決定することにより、接続料算定における非効率性の排除と適正性・公平性・透明性の確保を通じた公正な競争環境の実現が図られてきており、加入電話の音声接続料の算定にLRIC方式を採用する意義は大きい。
- また、上記のような適正性・公平性・透明性等の確保を背景として、LRIC方式により算定された接続料が、非指定事業者が設定する接続料のベンチマークとされるケースも多く存在している。
- IP網への移行過程における加入電話の提供方法に着目すると、接続ルート切替前は、これまでと同様に加入者交換機・中継交換機等から構成されるPSTNが使用される。また、接続ルート切替後も、メタル収容装置として加入者交換機中の回線収容機能が転用されるなど、PSTNに由来する設備の活用が継続することから、接続料算定における非効率性の排除が引き続き求められる。
- また、IP網への移行期間中は、加入電話の提供には接続ルート切替前後の網が併用されることから、移行完了までの間、当該併用時の接続料を適正に、移行期間の網の併用に伴い含まれ得る非効率性を排除して実施することも必要である。
- 以上の各点を踏まえると、次期接続料算定期間の加入電話に係る接続料算定について、接続料算定における適正性・公平性・透明性を確保するとともに、非効率性を排除する観点から、引き続き、LRIC方式を用いることが適当と考えられるのではないか。

(1)長期増分費用(LRIC)方式の適用について

- 接続ルート切替後、移行期間の加入電話により利用される県間通信用設備に係る負担については、当該設備が第一種指定電気通信設備と一体的に利用されるという不可避性に鑑みれば、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするのが適当と考えられるのではないか。その上で、移行期間中に接続ルート切替前後の網が併用される中で、接続料算定の適正性を確保し、移行期間の網の併用に伴い含まれ得る非効率性を排除する必要性を考慮すると、移行完了までの間は、特に、加入電話の接続料に準じた算定方法をとることが適当と考えられるのではないか。ただし、県間通信用設備にはNTT東日本・西日本以外の事業者が設置する設備も含まれることから、その利用に係る負担は、NTT東日本・西日本による調達コストを踏まえて算定することが適当と考えられるのではないか。
- 接続ルート切替後、移行期間の加入電話により利用される中間配線架(パッチパネル)に係る負担については、その適正性・公平性・透明性を確保する観点から、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするのが適当と考えられるのではないか。

■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について
4. 移行過程の適正な接続料算定方法について
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について
 - (4) 価格圧搾のおそれへの対応について
 - (5) NTSコストの扱いについて
 - (6) 東西均一接続料の扱いについて

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその方法について

- 接続ルート切替前の網に特有の機能についてはPSTN-LRICモデルを、切替後の網に特有の機能についてはIP-LRICモデルを利用した接続料の算定を基本として考えることができるのではないか。
- 接続ルートの切替前後で単一の接続料を設定することが適切な機能について、例えば、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせることで当該機能の接続料を算定することが考えられるか。その際、どのように両モデルを組み合わせることが考えられるか。

<主な意見>

● PSTN側とIP側を組み合わせることで算定することが適当。

- ひかり電話の接続料と同じく設備構成や提供の実態及び移行スケジュールを踏まえた算定方法とすることが必要であり、PSTN・IP網を併用する算定方法とすることが必須。【NTT東日本・西日本】

● PSTNモデルとIPモデルを組み合わせることで算定することが適当。

- 本質的にはPSTN-POIとIP-POIの両方を有する1つの網を用いることが適切だが、実際にはそのようなLRICモデルが存在しないため、代替として、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせることで算定することが適当。【KDDI】

● IPモデルのみにより算定することが適当。

- LRIC方式は「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いて接続料を算定する方式であること、また、IP網移行後に向けた接続料の円滑かつ着実な低廉化の実現や、規制コスト・算定コストの軽減を図る観点から、第9次IP-LRICモデルのみを用いて機能を集約して接続料を算定することが適当。【ソフトバンク】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその方法について

- 接続ルート切替前の網に特有の機能についてはPSTN-LRICモデルを、切替後の網に特有の機能についてはIP-LRICモデルを利用した接続料の算定を基本として考えることができるのではないか。
- 接続ルートの切替前後で単一の接続料を設定することが適切な機能について、例えば、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせることで当該機能の接続料を算定することが考えられるか。その際、どのように両モデルを組み合わせることが考えられるか。

<主な意見>

- **組み合わせ比率は実際の移行工程・スケジュールに準じて決定すべき。**
 - 実際の移行工程・スケジュールに準じた組合せ比率により、PSTNの単金とIP網の単金を加重平均すべき。【NTT東日本・西日本】
- **組み合わせ比率は線形的なトラヒック移行を仮定して決定すべき。**
 - IP-POI移行比率は実績にもとづく将来予測が困難であることから、移行期間中に線形にトラヒックが移行する等、モデルで仮定する方法が考えられる。【KDDI】
 - 仮にPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせることで接続料を算定する場合、算定の簡素化等の観点から、毎年度一定程度着実に単価が低廉化する方式として、例えばPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルにより各々算定した接続料を、初年度は3:1、次年度は2:2、最終年度は1:3の割合で組み合わせること等が考えられる。【ソフトバンク】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその方法について

- 接続ルート切替前の網に特有の機能についてはPSTN-LRICモデルを、切替後の網に特有の機能についてはIP-LRICモデルを利用した接続料の算定を基本として考えることができるのではないか。
- 接続ルートの切替前後で単一の接続料を設定することが適切な機能について、例えば、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせると当該機能の接続料を算定することが考えられるか。その際、どのように両モデルを組み合わせることが考えられるか。

<主な意見>

- **組み合わせ比率にトラヒックを用いることは一つの考え方。**
 - 移行過程の接続料を加重平均により単一にする方法については議論が必要であり、組み合わせ比率にトラヒックを用いることは一つの考え方。また、スムーズに移行できるようにすることもポイントの一つ。【佐藤主査代理】
- **円滑な移行が重要であり、この点については全事業者の意見が合っていると思う。**
 - 今回のテーマは移行期間であり、円滑な移行ということに関して、おそらく全ての事業者の意見が合っていると思う。実態をきちんと踏まえて算定していくという主張もあったが、重要なことは円滑な移行であり、その前提で細かい点までの強い主張はないと感じた。【森川委員】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその方法について

- 接続料算定にLRICモデルを利用する場合、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを利用することでよいか。また、第9次IP-LRICモデルを利用する場合、その適用方法についてどのように考えられるか。

<主な意見>

- **第8次PSTNモデル及び第9次IPモデルを利用することが適当。**
 - 利用するLRICモデルについては、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを利用することが妥当。【KDDI】
 - 第9次IP-LRICモデルのみを用いて接続料を算定することが適当。PSTN特有でIP-LRICに集約出来ないと判断される機能がある場合は、切替前の呼のみに個別適用する前提で、第8次PSTN-LRICモデルにて算定した値を使用することが考えられる。なお、仮にPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせる際は、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを利用する認識。【ソフトバンク】
- **第9次IPモデルではアクセス回線の光回線みなしの適用を検討してもよいのではないか。**
 - 第9次IP-LRICモデルを利用する際には、長期増分費用モデル研究会での検討結果も踏まえ、アクセス回線の光回線代替の適用を検討してもよいのではないか。【KDDI】
- **アクセス回線はメタル回線として費用算定すべき。**
 - IP網をベースとする算定方法として、仮にIPモデルを用いたLRIC方式を採用する場合であっても、アクセス回線は実態に則したメタル回線で算定すべき。2020年度末時点で約1,500万回線残っているメタル回線について、現時点でアクセスマイグレーションを実施する予定はなく、仮に実施するとしても、光基盤の整備・工事やユーザ移行に多大なコスト・期間を要するため、即時に実現することは不可能。【NTT東日本・西日本】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその方法について

- 接続料算定にLRICモデルを利用する場合、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを利用することでよいか。また、第9次IP-LRICモデルを利用する場合、その適用方法についてどのように考えられるか。

<主な意見>

- **IPモデルでは緊急通報・公衆電話の機能が未実装。**
 - IPモデルについては、緊急通報・公衆電話等の不可欠なサービスがモデルに実装されていないことに対する方策についても追加的に検討することが必要。【NTT東日本・西日本】
- **第9次IPモデルでは緊急通報・公衆電話の機能が具体的にモデル化されている。**
 - 第9次IP-LRICモデルでは、第8次IP-LRICモデル検討においては詳細化に至らなかった「緊急通報」と「公衆電話」の機能が具体的にモデル化されており、費用算定モデルとして採用可能なレベルに達していると考えられる。【KDDI】
- **償却済み比率による補正は、移行後のIP網の費用算定に適用する必要はない。**
 - 償却済み比率による補正は、最新の需要に応じた設備を新たに構築するというLRIC方式の前提とは相容れない考え方によるものであり、取り止めるべき。IP網への移行の進展を考慮してPSTNの費用算定に適用されている償却済み比率による補正は、移行後のIP網の費用算定においては適用する必要はない。【NTT東日本・西日本】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその方法について

- 接続料算定にLRICモデルを利用する場合、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを利用することでよいか。また、第9次IP-LRICモデルを利用する場合、その適用方法についてどのように考えられるか。

<主な意見>

- **第9次IP-LRICモデルでアクセス回線の光回線みなしを行うことには無理がある。**
 - LRICモデルの実装においては、NTT東日本・西日本にとって到達不能なほど理想的なモデルをつくってきた訳ではなく、ある程度実態は見てきたという経緯がある。アクセス回線についてはまだメタルが圧倒的に多いという中で、第9次IP-LRICモデルでアクセス回線の光回線みなしを行うと整理することはやや苦しいのではないか。【関口委員】
- **公衆電話の硬貨収納信号の送信等を光回線の中でも実現するモデルを採用することにはやや無理がある。**
 - 長期増分費用モデル研究会における緊急通報・公衆電話の機能に係る議論は、改修に必要と見込まれるソフトウェア費用を積み上げて費用算定するというものであった。公衆電話について、災害時の無料開放されている際の利用が多いことを踏まえると、公衆電話の硬貨収納信号の送信等を億単位の開発費をかけて光回線の中でも実現するモデルを採用することには、やや無理がある気がする。実態を重んじるべきではないかという印象を持った。【関口委員】

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について

ア 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの併用

- 令和元年度から令和3年度までの加入電話の接続料算定は、IP網を前提とした算定に向けた段階的な移行の一階梯として、まずは第8次PSTN-LRICモデルにより行い、その接続料水準がスタックテストによる検証に耐えられない場合には第8次PSTN-LRICモデルと第8次IP-LRICモデルの組み合わせにより行うこととされており、各年度において、第8次PSTN-LRICモデルにより算定した接続料が用いられている。
- 長期増分費用モデル研究会では、令和2年5月に「第9次モデル中間報告書」をとりまとめた。同報告書では、第8次IP-LRICモデルを基本としつつ、メタルIP電話と光IP電話の双方を収容する一体的な固定電話網を想定する等の見直しを実施し、接続ルート切替後の網構成・網機能をより反映した形で、第9次IP-LRICモデルを策定した。
- 長期増分費用方式は、ネットワークの効率的な構築や利用を念頭に、「高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して接続料を算定する方式である。したがって、当該方式の適用に当たっては、現在の実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているか、IP網への移行過程にあるか否か等にかかわらず、現在想定できる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定することが当該方式の趣旨に適っている。
- 他方、情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」(平成30年10月16日)では、「現行のネットワークの効率的なネットワークへの移行に当たっては、効率性の追求だけでなく、既存の利用者の円滑な移行への考慮も必要であり、効率的なネットワークへの移行を現実には瞬時に行うわけにはいかないことも事実」としている。
- IP網への移行のうち加入電話部分については、移行期間を設け、当該期間中に計画的・段階的に、PSTNを疎通していたトラヒックをNGN及びメタル収容装置等を疎通する形に移行させることにより実施される。

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について

ア 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの併用

- このようにIP網への移行が計画的・段階的に進められることを踏まえれば、移行期間中は、効率性の段階的的追求の中で、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた移行の段階を進め、接続ルート切替前の網に対応した第8次PSTN-LRICモデルと接続ルート切替後の網に対応した第9次IP-LRICモデルを併用して加入電話の接続料等を算定することが現実的と考えられるのではないかと。
- 具体的には、移行期間中の接続料の算定では、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルにより、仮想的に接続料算定時点におけるIP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定し、これらの網における各機能の接続料を算定した上で、接続ルートの切替前後で単一の接続料等の負担を設定することが適切な接続形態に係る接続料等(当該接続形態を構成する機能に係る接続料等の合算値)については、第8次PSTN-LRICモデルでの算定値と第9次IP-LRICモデルでの算定値の加重平均値を適用することが考えられるのではないかと。
- IP網への移行工程・スケジュールは、情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」(平成29年9月27日)での整理を踏まえ、「PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場」等での事業者間協議を通じて詳細化が図られており、当該移行工程・スケジュールから、年度毎のトラヒック移行割合を予測することが可能である。接続に関わる事業者にとっては、加重平均比率を含む接続料等の算定方法が予め定められていることが重要である。
- したがって、接続ルートの切替前後で単一の接続料等の負担を設定することが適切な接続形態に係る接続料等の加重平均比率は、IP網への移行の計画的・段階的実施を反映して、実際に予定されている移行工程・スケジュールから予測される年度毎のトラヒック移行割合に基づき、予め定めておくことが適当と考えられるのではないかと。
- また、接続ルートの切替前後で単一の接続料を設定することが適切な接続形態以外の機能(当該接続形態を構成する機能を個別に切り出して使用する場合を含む。)については、透明性を確保する観点から、モデル上の各設備に紐づく機能毎に接続料等を算定することとし、接続ルート切替前の網により提供される機能には、第8次PSTN-LRICモデルにより算定した接続料を、接続ルート切替後の網により提供される機能には、第9次IP-LRICモデルにより算定した接続料等を適用することが適当と考えられるのではないかと。

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について

イ 第9次IP-LRICモデルにおける加入者回線の取扱い

- 第9次IP-LRICモデルでは、経済比較もしくはそれに相当する比較(加入者回線の選択ロジック)により、メタル回線を光回線に置き換えることが可能である。
- 光回線への置き換えに関して、NTT東日本・西日本からは、移行期の接続料は設備構成や提供の実態、移行スケジュールを踏まえた算定方法とすることが必要であること、メタル回線について現時点でアクセスマイグレーションの実施予定はなく仮に実施するとしても即時実現が不可能であることから、移行前後におけるアクセス回線であるメタル回線に基づくものとするのが必須との意見があった。他方、KDDIからは、長期増分費用モデル研究会での検討結果も踏まえ、光回線代替の適用を検討してもよいのではないかと意見があった。
- 第一種指定電気通信設備を「高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成する」という長期増分費用方式の考え方に立脚すれば、モデル上の加入者回線は、実際に設置されている回線種別(メタル回線)に限定せず、より経済的な回線種別に置き換えることが適当と考えられる。
- 他方、現に加入電話の加入者回線がメタル回線により構築されており、いずれメタル回線の維持限界が到来することが見込まれるものの、その時期が明らかにされておらず、また既存メタル回線の光回線への移行を瞬時に完了できるわけではないことを踏まえれば、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、IP網への移行期間中から直ちに光回線への置き換えを行うことは現実的ではなく、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当と考えられるのではないか。その上で、光回線への置き換えについては、今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や接続料の動向等を注視しつつ、検討を継続することが適当と考えられるのではないか。

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について

ウ 第9次IP-LRICモデルによる公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用算定

- 第9次IP-LRICモデルには、公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用を算定するためのロジックが含まれている。具体的に、公衆電話に係る機能については、具備すべき4機能(① 課金テーブルをCSに配信・管理する機能、②課金情報をCSから加入者回線収容装置に送出する機能、③課金情報を加入者回線収容装置から公衆端末に送出する機能、④課金情報を集計・管理する機能)について必要な投資額を加算している。また、緊急通報に係る機能については、裏番号直接ダイヤル規制について必要な投資額を加算するとともに、OLTの冗長化や方式別の設備量算定方法の整理等を行っている。
- 公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能に関して、NTT東日本・西日本からは、公衆電話については即時課金を行う機能の実現が未検証、緊急通報に係る機能については発ID取得やつなぐための5つの機能等の必要な機能・要件の実現が未検証であるとして、公衆電話・緊急通報等の不可欠なサービスがモデルに実装されていないことに対する方策の追加的検討が必要との意見があった。他方、KDDIからは、第9次IP-LRICモデルでは「緊急通報」及び「公衆電話」についてNTT東日本・西日本から提示された機能が具体的にモデルに反映されており、費用算定モデルとして採用可能なレベルに達していると考えられるとの意見があった。
- 長期増分費用方式による接続料算定では、モデルの作成において、接続方式等の詳細条件は費用算定の観点から必要な程度において考慮することとしている。公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能に関して、第8次IP-LRICモデルでは詳細の検討に至らず具体のコスト算定が困難であった一方、第9次IP-LRICモデルでは、公衆電話及び緊急通報に各々具備すべき機能が提示され、各機能の実装に必要な投資額等について具体の検討が進められており、モデル上で費用算定を行うことは可能な段階に達していると考えられるのではないかと。したがって、IP網への移行期間中における第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用については、同モデルに含まれるロジックを用いて算定することが適当と考えられるのではないかと。

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について

ウ 第9次IP-LRICモデルによる公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用算定

- なお、公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用を算定するためのロジックについて、今後、見直しの必要性が認められる場合には、長期増分費用モデル研究会中間報告書(令和2年5月)の内容を踏まえた上で検討を行い、IP網への移行後の接続料算定方法に反映することが適切と考えられるのではないか。
- また、公衆電話については、現在、災害時用公衆電話のユニバーサルサービスとしての位置付け等について検討が進められていることから、今後、そのLRICモデル上での取扱いについても検討を行うことが適切と考えられるのではないか。

(2)LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について

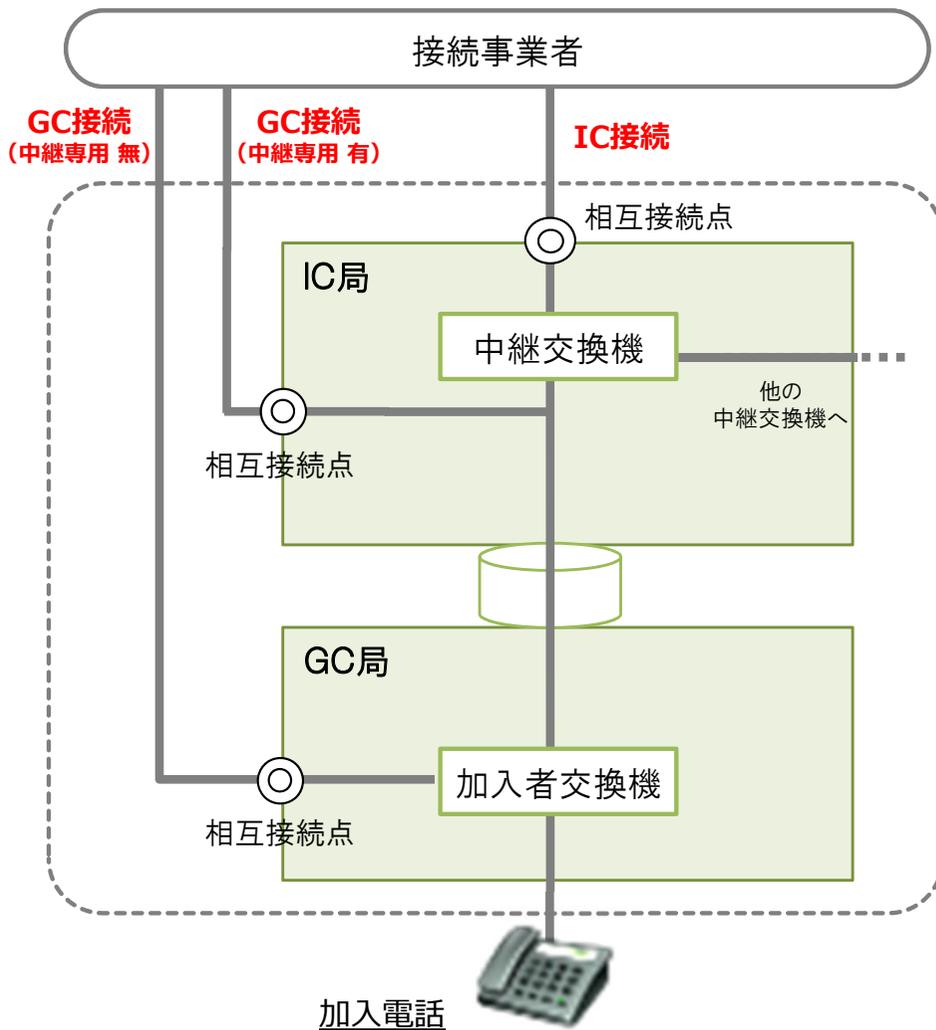
エ IP網への移行の進展を考慮した償却済み比率を用いた補正の適用

- IP網への移行期間中における第8次PSTN-LRICモデルの適用に当たり、情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」(平成24年9月25日)で導入された、IP網への移行の進展を考慮した償却済み比率を用いた補正については、IP網への移行期間中における接続ルート切替前の網を想定してのPSTN-LRICモデルの適用であることを踏まえれば、引き続き当該補正を行うことが適当と考えられるのではないかと。
- なお、IP網への移行期間中における第9次IP-LRICモデルの適用に当たっては、当該モデルが接続ルート切替後の網を想定して適用されることを踏まえれば、現時点で償却済み比率を用いた補正を行う必要性は認められないが、接続ルート切替後においても加入者交換機中の回線収容機能がメタル収容装置として活用されることから、当該装置の実際費用の推移等について今後注視していくことが必要と考えられるのではないかと。

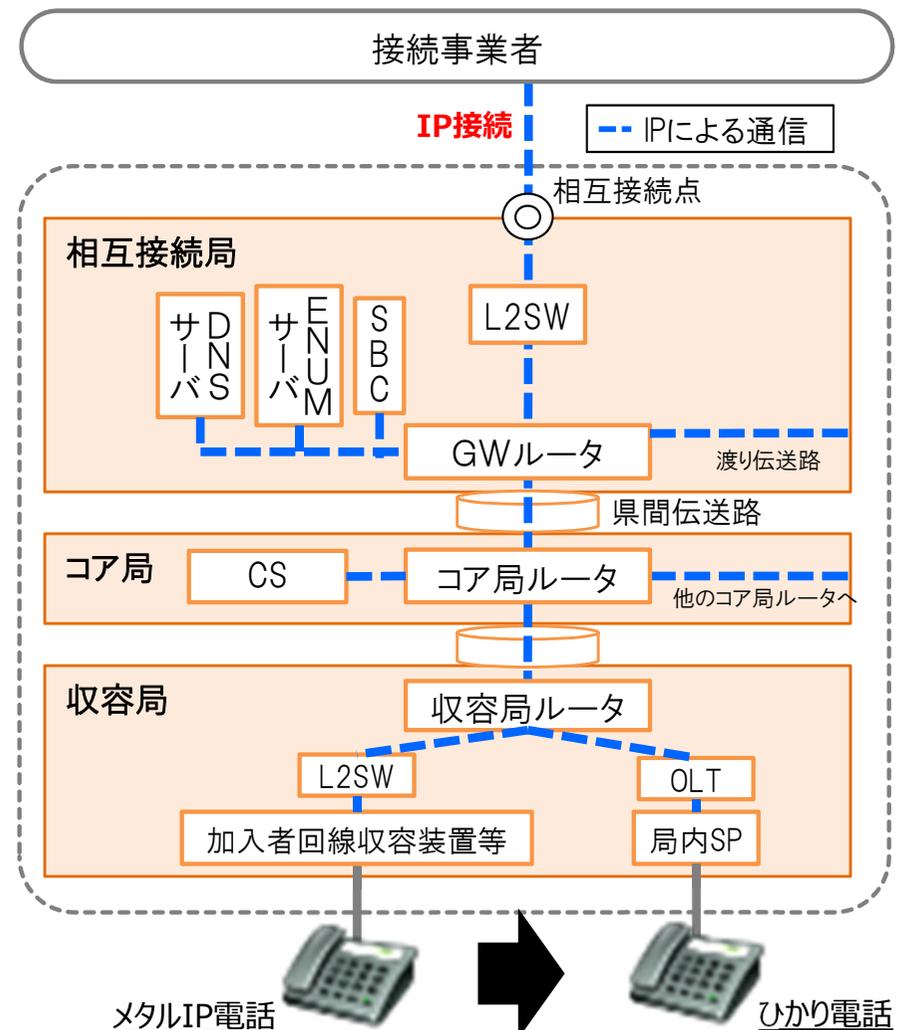
(参考) PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの設備構成

○ PSTN-LRICモデルでは交換機等により網を構成。IP-LRICモデルではルータ等により網を構成。

PSTN-LRICモデル(第8次)



IP-LRICモデル(第9次)



收容局単位の経済比較により、メタル回線を光回線とみなすことが可能なロジックを有する。

■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について
4. **移行過程の適正な接続料算定方法について**
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) **LRIC方式を適用する場合の入力値等について**
 - (4) 価格圧搾のおそれへの対応について
 - (5) NTSコストの扱いについて
 - (6) 東西均一接続料の扱いについて

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(3)LRIC方式を適用する場合の入力値等について

ア トラヒックの取扱い

- 接続料算定にPSTN-LRICモデルを利用する場合とIP-LRICモデルを利用する場合の各々について、トラヒックは、接続ルート切替前後の全トラヒックを用いることが適当か。その他に適当な方法は考えられるか

<主な意見>

- **PSTN、IP側に各々入力するトラヒックは、切替前後の全トラヒックとすべき。**
 - PSTN、IP網のそれぞれについて、総トラフィックに基づき各々の原価を算定すべき。【NTT東日本・西日本】
 - PSTN-LRICモデル・IP-LRICモデルを加重平均化する方法を採用する場合は、切替前後の全トラヒックを用いることが論理的に妥当。【KDDI】
 - 利用モデルがIP-LRIC単体の場合またはPSTN-LRICとIP-LRICを組み合わせる場合のいずれにおいても、各モデルに接続ルート切替前後の全トラヒックを用いることが適当。【ソフトバンク】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(3)LRIC方式を適用する場合の入力値等について

イ トラヒックの予測期間

- 次期接続料算定期間においても、「前年度下期と当年度上期の予測通信量」の使用を継続することでよいか。

<主な意見>

- 「当年度上期＋当年度下期の予測通信量」を使用すべき。
 - 接続料については、適用年度に要したコストを適切に回収するものであるという観点から、現行の予測期間(前年度下期＋当年度上期)のように適用年度と異なる期間ではなく、適用年度と同一期間の予測需要を用いて算定することが適切。【NTT東日本・西日本】
- 「前年度下期＋当年度上期の予測通信量」の使用を継続すべき。
 - IPへの移行期間においてはマイライン廃止といったサービス移行等に伴うトラヒックの変動が大きく、予測が困難になることが想定されるため、仮に全て予測トラヒックを使用する場合、予測値と実績値の乖離が大きくなる可能性がある。従来通り一部実績値を用いる現行の「前年度下期と当年度上期の予測通信量」の使用を継続することが妥当。【ソフトバンク】
- 「前年度下期＋当年度上期の予測通信量」を超える長期の予測をすべきではない。
 - 移行過程の期間は2024年1月にNTT東日本・西日本がマイラインを廃止することにより大きくトラヒック交流が変動する可能性が高く、トラヒック予測の誤差が大きくなることが予想される。予測誤差の影響を極力抑制するため、少なくとも現行の「前年度下期と当年度上期の予測通信量」を超える長期の予測通信量を使用すべきではない。【KDDI】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(3)LRIC方式を適用する場合の入力値等について

イ トラヒックの予測期間

- 次期接続料算定期間においても、「前年度下期と当年度上期の予測通信量」の使用を継続することでよいか。

<主な意見>

- 予測期間を延ばす必要はなく「前年度下期と当年度上期の予測通信量」の使用を継続すべき。
 - 当年度上期に加えて当年度下期を新たに予測期間に加える必要性は特に考えられず、コロナの影響でこれまでとトラヒックの傾向が変わってくるところもあるため、予測期間を延ばすことが必要とは思えない。【佐藤主査代理】

(3)LRIC方式を適用する場合の入力値等について

ア 通信量の取扱い

- IP網への移行期間中における第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルによる接続料等の算定の各々において、モデルに入力する通信量(第8次PSTN-LRICモデルに入力する中継交換機回線対応部共用機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、加入者交換機回線対応部専用機能及び中継伝送専用機能に係る各回線数を含む。)は、モデルによりIP網へ移行開始前・完了後の網を各々想定していることを踏まえれば、接続料等算定時点における接続ルート切替前後の通信量の合算値を用いることが適当と考えられるのではないかと。
- その際、接続ルート切替前後で通信量の内訳の種別は各々異なることに留意が必要であり、通信量を合算する際の内訳については、適切な方法により推計される必要があると考えられるのではないかと。

(3)LRIC方式を適用する場合の入力値等について

イ 通信量の予測

- モデルに入力する通信量について、一般的には、予測期間が長期化すると予測精度は低下する。その一方で、通信量が減少局面にある場合、通信量計測期間が適用年度から遡るほど、NTT東日本・西日本の接続料収入が過小と評価されやすくなる。したがって、信頼性のあるデータであることを前提として、可能な限り適用年度に近い通信量を入力値とすることが適当と考えられる。
- 令和元年度から令和3年度までの期間においては、このような考え方の下、過年度のデータに基づき「予測値と実績値の乖離幅」及び「当年度通信量との乖離幅」の評価を実施し、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とした。
- 次期接続料算定方法の適用期間においてモデルに入力する通信量について、NTT東日本・西日本からは、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度と同一期間の予測需要を用いて算定することが適切であるとの意見があった。他方、KDDI及びソフトバンクからは、IP網への移行期間においてはマイライン廃止といったサービス移行等に伴うトラフィックの変動が大きく、トラフィック予測の誤差が大きくなることが予想されることから、少なくとも現行の「前年度下期と当年度上期の予測通信量」を超える長期の予測通信量を使用すべきではない(KDDI)、現行の「前年度下期と当年度上期の予測通信量」の使用を継続することが妥当(ソフトバンク)との意見があった。
- 次期接続料算定方法の適用期間はIP網への移行期間に当たり、当該期間中にマイライン等のサービスが廃止されるとともに、PSTNからIP網への接続ルート切替が順次実施されることから、通信量の予測方法が令和3年度までに比べて複雑化することとなる。このことを踏まえれば、通信量の予測期間が令和3年度まで採用してきた予測期間を超えることは適当ではなく、次期接続料算定方法の適用期間においても、令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当と考えられるのではないかと。
- なお、IP網への移行期間に当たる次期接続料算定方法の適用期間においては、前述のとおり、マイライン等のサービスが廃止されるとともに、PSTNからIP網への接続ルート切替が順次実施されることから、通信量の予測は、これらの影響も踏まえて適切な方法により行われる必要があると考えられるのではないかと。

(3)LRIC方式を適用する場合の入力値等について

ウ 通信量以外の入力値の取扱い

- 接続料算定における通信量以外の入力値については、令和3年度までに引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当と考えられるのではないか。

■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について
4. **移行過程の適正な接続料算定方法について**
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について
 - (4) **価格圧搾のおそれへの対応について**
 - (5) NTSコストの扱いについて
 - (6) 東西均一接続料の扱いについて

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(4) 価格圧搾のおそれへの対応について

- 次期接続料算定期間において、価格圧搾を回避するために、どのような対応をとることが適当か。

<主な意見>

- **固定電話市場では価格圧搾による競争阻害は発生せず、スタックテストの必要性の検討が必要。**
 - 他事業者も固定電話事業から撤退・縮退する等、既に競争のない固定電話市場において、不当な競争・価格圧搾による競争阻害は発生しない。社会政策として利用者料金を抑制する必要があるのであれば、ユニバーサルサービス制度等、社会全体で固定電話を支えていく仕組みで対応するものとする。また、音声単独以外のサービスへの移行が進み、「サービスの需要が減退」していることから、固定電話におけるスタックテストの必要性の検討が必要。【NTT東日本・西日本】
- **価格圧搾の回避手段の確保は重要。**
 - 2024年1月のメタルIP電話移行後は「全国一律8.5円にユーザー料金改定」「国内全国・国際のNTT東西料金設定移行」という大きな変更となり、価格圧搾の回避手段の確保の重要性はこれまで以上に増す。【KDDI】
 - 固定電話は加入者数が減少しているものの、依然として信頼性の観点からも国民の重要な通信手段として利用者利便性の確保が必要。従って、価格圧搾による不当な競争から利用者不利益が生じないよう、引き続き適切な措置を講ずることが適当。【ソフトバンク】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(4) 価格圧搾のおそれへの対応について

- 次期接続料算定期間において、価格圧搾を回避するために、どのような対応をとることが適当か。

<主な意見>

- **スタックテストでの自己資本利益率の調整等による補正が考えられる。**
 - 第8次モデルで用いられたLRIC検証の他に、それ以前に用いられた方法(スタックテストでの自己資本比率の調整等)を採用する案もある。【KDDI】
 - 接続料の算定等に関する研究会一次報告書にあるとおり、上限規制の対象となっている自己資本利益率の調整等を行うことが考えられる。【ソフトバンク】
- **LRIC検証での対応方法であるモデルの組合せ比率による補正は必要ない。**
 - 少なくともLRIC検証は、価格圧搾の防止という意味でスタックテストとなんらその目的が変わらないことから、必要ない。【NTT東日本・西日本】

(4) 価格圧搾のおそれへの対応について

- 令和元年度から令和3年度の加入電話の接続料算定においては、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定し、これにより価格圧搾のおそれが生じる場合には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せへ移行を進めることとしている(LRIC検証)。この際、価格圧搾のおそれについては、スタックテストの指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が他律的要因によらずに営業費相当基準額未滿となるかどうかにより判断を行うこととしている。
- 次期接続料算定方法の適用期間における価格圧搾のおそれへの対応について、NTT東日本・西日本からは、固定電話市場に既に競争はなく、不当な競争・価格圧搾による競争阻害は発生しないこと、また音声単独以外のサービスへの移行が進み、「サービスの需要が減退」していることから、固定電話におけるスタックテストの必要性の検討が必要との意見があった。他方、KDDI及びソフトバンクからは、2024年1月のメタルIP電話移行後は「ユーザ料金が全国一律8.5円に改定される」、「県外及び国際の料金設定がNTT東西に移行される」こと、また固定電話は信頼性の観点からも国民の重要な通信手段として利用者利便性の確保が必要であることから、価格圧搾の回避手段の確保の重要性はこれまで以上に増し、価格圧搾のおそれが生じる場合の対応として、LRIC検証による対応(KDDI)またはスタックテストでの自己資本比率の調整等(KDDI、ソフトバンク)を規定すべきとの意見があった。
- 加入電話について、契約数の減少が継続しているものの、現時点でも約1,604万契約(令和2年12月、加入電話及びISDN電話の契約数合計)が存在しており、加えて、NTT東日本・西日本以外の事業者による固定電話サービスも提供されている。また、加入電話から移行するメタルIP電話については、メタル収容装置等を用いて、現在の加入電話と同等または安価な料金でのサービス提供が予定されている。したがって、現時点、市場における加入電話の需要が十分縮退したとは言えず、次期接続料算定方法の適用期間においても、不当な競争を回避するため、加入電話の通話料について、価格圧搾のおそれの検証と、おそれが生じる場合には対応を実施することが必要と考えられるのではないかと。

(4) 価格圧搾のおそれへの対応について

- 価格圧搾のおそれの検証は、令和3年度までと同様に、「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」(平成31年3月最終改定)に基づく方法により、実際に網を疎通する通信量を用いて行うことが適当と考えられるのではないかと見られる。
- 価格圧搾のおそれが生じる場合の対応について、令和3年度まで適用してきたLRIC検証は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の一階梯における対応として、接続料原価の算定にまずは第8次PSTNモデルを用いることを前提としたものである。次期接続料算定方法の適用期間においてPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを併用する場合、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた移行の段階がさらに進んでいるため、価格圧搾のおそれが生じる場合の対応は、スタックテストにおける他のサービスと同様に、「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」(平成31年3月最終改定)に基づく方法により行うことが適当と考えられるのではないかと見られる。

○ 加入電話の通話料については、令和元年度から令和3年度までの3年間、LRIC検証による検証・対応を実施。

	スタックテスト	LRIC検証
目的	接続料水準の調整その他の必要な対応の要否の基準として、価格圧搾による不当な競争を引き起こすか否かの判断	LRICモデル組み合わせ適用の要否の基準として、価格圧搾のおそれが生じるか否かの判断
検証対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入電話・ISDN通話料 ・ 加入電話・ISDN基本料 ・ フレッツ光ネクスト ・ ひかり電話 ・ <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <p>改正規定※1が失効するまではLRIC検証を実施</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入電話・ISDN通話料
検証・対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者料金と接続料の差分が、営業費相当基準額未満であるかを検証。 <p>(差分が営業費相当基準額を下回った場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格圧搾による不当競争のおそれがあるものとして、次のいずれかの措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 不当競争でないとする論拠の提示 ② 営業費相当基準額を下回らないよう調整※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者料金と接続料の差分が、営業費相当基準額未満であるかを検証。 <p>(差分が営業費相当基準額を下回った場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格圧搾のおそれがあるものとして、LRICモデルを組み合わせて適用する。 ・ ただし、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、そうした事情を考慮。

※1 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定。LRICモデルの組み合わせ適用について規定。

※2 例えば、①自己資本利益率に係る入力値(上限規制)の調整、②接続料原価利潤の一部の複数年での回収、③実績原価方式ではなく将来原価方式による算定、といった対応を実施。

■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について
4. **移行過程の適正な接続料算定方法について**
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について
 - (4) 価格圧搾のおそれへの対応について
 - (5) **NTSコストの扱いについて**
 - (6) 東西均一接続料の扱いについて

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(5)NTSコストの扱いについて

- 次期接続料算定期間において、PSTN-LRICモデルを利用して接続料算定を行う場合、NTSコストの接続料原価への付替えの扱いを継続することでよいか。また、IP-LRICモデルを利用して接続料算定を行う場合、NTSコストの接続料原価への付替えについて、どのように対応することが適当か。

<主な意見>

- **原則としてNTSコストの付替えを行うべきではない。**
 - NTSコスト付替えに関しては従前のおり否定的だが、これまでの整理を踏まえて継続することは一般論としては想定範囲。【KDDI】
 - PSTN-LRICモデルを組み合わせる場合、「き線点RT-GC間伝送路」に係るコストについては、原則としてユーザ基本料金で回収すべき。【ソフトバンク】
- **発生するコストは適切に回収できるようにすべきだが、ユーザ料金値上げ等は容易ではないため、検討が必要。**
 - NTSコストを含め、発生するコストは適切に回収できるようにする必要があるが、NTSコストを接続料原価に算入した経緯を踏まえると、直ちにユニバーサルサービス基金制度の見直しやユーザ料金値上げを行うことは容易ではないことから、検討が必要。【NTT東日本・西日本】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(5) NTSコストの扱いについて

- 次期接続料算定期間において、PSTN-LRICモデルを利用して接続料算定を行う場合、NTSコストの接続料原価への付替えの扱いを継続することでよいか。また、IP-LRICモデルを利用して接続料算定を行う場合、NTSコストの接続料原価への付替えについて、どのように対応することが適当か。

<主な意見>

● IP-LRICモデルでは、NTSコストの付替えは不要。

- IP-LRICモデルでは、「き線点RT-GC間伝送路」に相当する区間は集線区間となり、始めからTSコストに含まれているため、IP-POIへの移行が進みIP-LRICに全トラヒックの移行が完了すれば、ユニバーサルサービスコストの増大を抑制するための特別の措置(NTSコストの付け替え)自体が不要となる認識。【KDDI】
- IP-LRICモデルにおいては「き線点RT-GC間伝送路」がないため、コストの付替えは生じないと認識。【ソフトバンク】

● IP網への移行後もNTSコストは発生するため、その扱いの検討が必要。

- IP網への移行に際し、コスト低廉化の観点から、既存のメタル回線や加入者交換機(メタル収容装置)等を活用するものであり、IP網への移行後もNTSコストは変わらず発生することから、その扱いについて検討が必要。【NTT東日本・西日本】

(5)NTSコストの扱いについて

- NTSコストの扱いについて、NTT東日本・西日本からは、発生するコストは適切に回収できるようにする必要があるが、NTSコストを接続料原価に算入した経緯を踏まえると、直ちにユニバーサルサービス基金制度の見直しやユーザ料金値上げを行うことは容易ではなく検討が必要、またIP網への移行後も変わらず発生するNTSコストの扱いについても検討が必要との意見があった。KDDI及びソフトバンクからは、NTSコスト付け替えには否定的だが継続は想定範囲(KDDI)、「き線点RT-GC間伝送路」コストは原則としてユーザ基本料金で回収すべき(ソフトバンク)、IP-LRICモデルでは「き線点RT-GC間伝送路」相当区間がTSコストとなるためNTSコストの付け替えが不要となる(KDDI、ソフトバンク)との意見があった。
- IP網への移行期間中における接続料は、仮想的に想定したIP網への移行開始前の網の接続料を第8次PSTN-LRICモデルにより、IP網への移行完了後の網の接続料を第9次IP-LRICモデルにより算定する過程を経るとしていることから、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの各々について、接続料算定に際してのNTSコストの扱いを検討する。

(5)NTSコストの扱いについて

ア 第8次PSTN-LRICモデルによる接続料算定に際してのNTSコストの扱い

- PSTN-LRICモデルにおいて、き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価へ算入することによるIC接続料への影響を、第8次PSTN-LRICモデルによる令和4年度から令和6年度までの接続料の予測値に基づき試算すると、接続料原価に全額算入する場合は、全額控除する場合に比べ、IC接続料・GC接続料が3分当たり2円～3円上昇する。
- PSTN接続料は、音声トラヒックの減少を背景に年々上昇傾向にあるが、一方でユニバーサルサービス交付金制度の補填対象額の番号単価は、平成20年度及び21年度認可の8円をピークに年々低廉化傾向にあり、現在は3円程度となっている。き線点RT-GC間伝送路コストは年々減少しており、令和3年度接続料算定ベースで約218億円となっているが、仮にその全てを基本料の費用範囲の中で回収することとした場合、拠出事業者の太宗が番号単価相当額をユニバーサルサービス料としてそのまま利用者に請求している現在の状況に鑑みれば、当該制度に係る利用者負担は増大することが見込まれる。
- き線点RT-GC間伝送路コストは、通信量に依存せず加入者回線の増減に応じてコストが増減するNTSコストであることから、当該コストは、接続料原価から控除されているその他のNTSコストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。
- 他方、ユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法の見直しが行われ、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への付替えが開始された際の状況、すなわち事業者の太宗が番号単価をそのまま利用者に請求している状況に変化がないことに鑑みれば、現時点で接続料算定の原則に従い当該コストを接続料原価から控除し、基本料原価に算入することでユニバーサルサービス制度に係る補填対象額が増加することは、当該制度に係る利用者負担の抑制を図る観点からは適当とは言えない。
- 以上のことから、IP網への移行期間中における第8次PSTN-LRICモデルによる接続料の算定に際し、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度に係る利用者負担抑制の観点から、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することがやむを得ないと考えられるのではないかと考えられるのではないかと。

(5)NTSコストの扱いについて

イ 第9次IP-LRICモデルによる接続料算定に際してのNTSコストの扱い

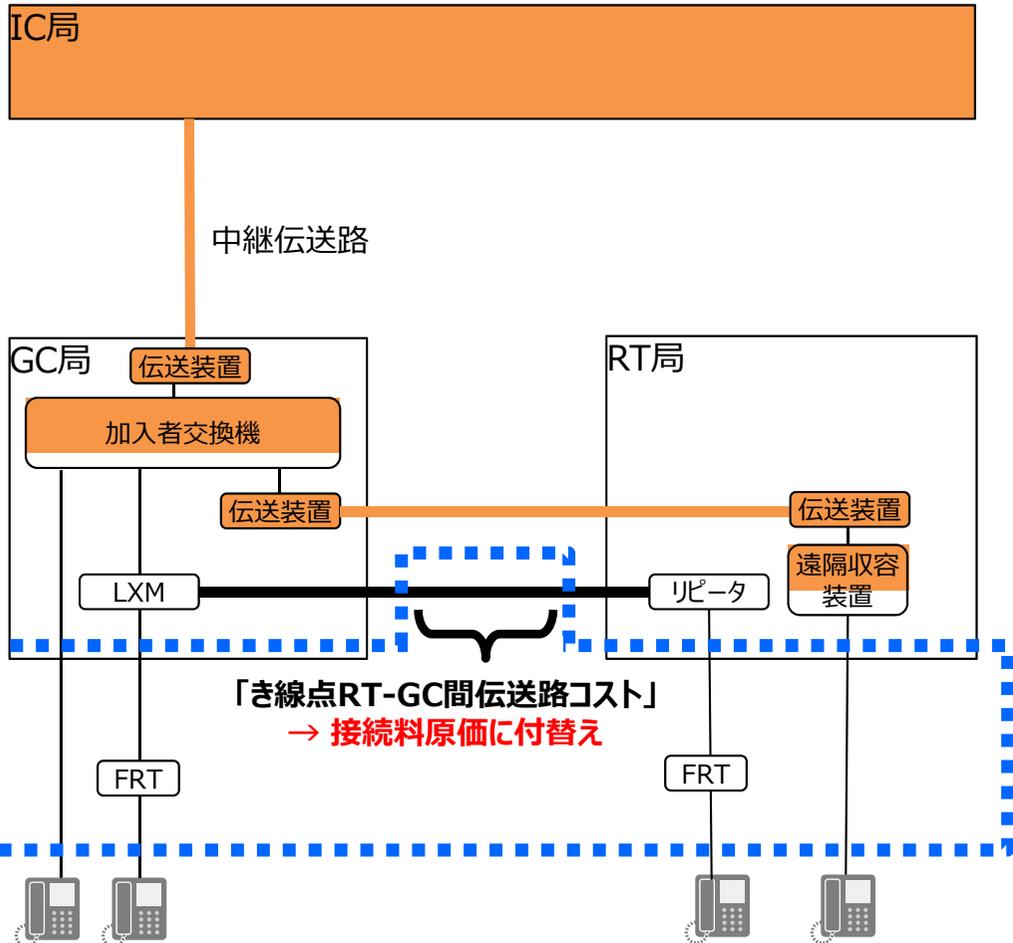
- 第9次IP-LRICモデルの設備構成ではRT設置局を考えず、收容階梯としては、第8次PSTN-LRICモデルでのGC局、RT局、局設置FRT局の配置点に收容局のみを設置する。その上で、收容局同士を直接繋ぐ伝送路は考えず、收容局は全て中継局と直接繋がるものとして中継伝送路を配置する。したがって、第9次IP-LRICモデルでNTSコストに分類される設備の中に、第8次PSTN-LRICモデルにおける、き線点RT-GC間伝送路(き線点RTとGC間の伝送路のうち、RT局とGC局間に設置される伝送路)に相当する伝送路は存在しない。
- NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、IP-LRICモデルでは、PSTN-LRICモデルにおいてユニバーサルサービス制度に係る補填対象額の増加を抑制するために従量制接続料の原価に算入している、き線点RT-GC間伝送路コストに相当する伝送路コストが存在しないことを踏まえれば、IP網への移行期間中における第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定に際し、NTSコストの従量制接続料の原価への算入は行わないことが適当と考えられるのではないかと。

○ PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルにおけるNTSコスト範囲の概要は以下のとおり。

凡例

PSTN-LRICモデル (第8次)

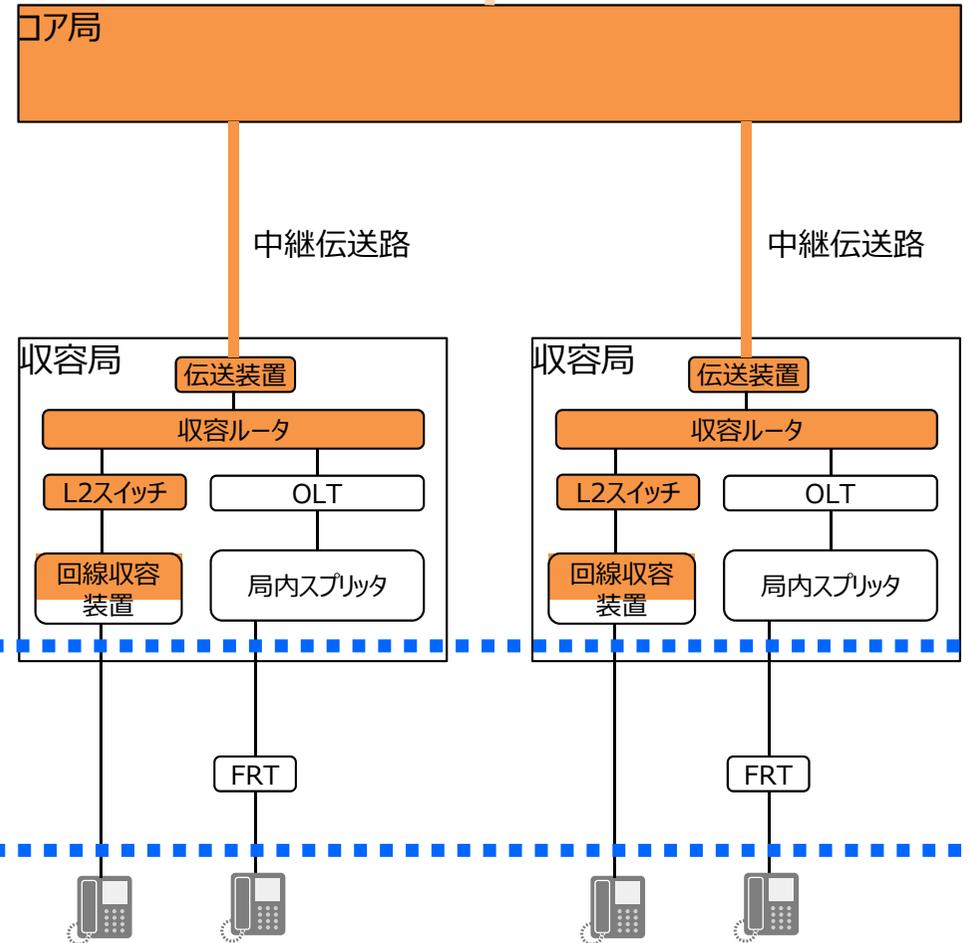
接続料原価 (TSコスト)



「き線点RT-GC間伝送路コスト」
→ 接続料原価に付替え

NTSコスト (加入者回線コスト・SLIC等コスト・き線点RT-GC間コスト)
… 基本料で回収 (一部ユニバで補填)

IP-LRICモデル (第9次)



NTSコスト (加入者回線コスト・加入者回線收容ポート等コスト)
… 基本料で回収 (一部ユニバで補填)

■ 論点

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について
2. 指定設備等について
3. 移行過程の接続料の算定単位と公平な接続料の算定方法について
4. **移行過程の適正な接続料算定方法について**
 - (1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について
 - (2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について
 - (3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について
 - (4) 価格圧搾のおそれへの対応について
 - (5) NTSコストの扱いについて
 - (6) **東西均一接続料の扱いについて**

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(6)東西均一接続料の扱いについて

- 次期接続料算定期間において、東西均一の接続料設定について、どのように対応することが適当か。

<主な意見>

- **東西別接続料とする場合は、市場や利用者への影響を踏まえた検討が必要。**
 - 現行制度を見直し、地域別料金等を導入する場合には、市場や利用者への影響を踏まえた観点からの検討が必要。【NTT東日本・西日本】
- **本来は東西別接続料とすべきだが、これまでの経緯を踏まえ東西均一接続料とすることも考えられる。**
 - NTT東日本・西日本は別会社のため、本来は東西別の接続料を設定すべきと考えるが、これまでの経緯を踏まえ、東西均一の接続料設定を継続することも考えられる。【KDDI】
- **社会的要請を踏まえ東西均一接続料を継続することで問題ない。**
 - NTT東日本・西日本がそれぞれ個別に接続料を設定することとした場合に利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から、これまで社会的要請があるとして東西均一接続料が採用されてきたが、その状況に変化が生じているとは考えられないことから、引き続き東西均一接続料で問題ない。【ソフトバンク】

4. 移行過程の適正な接続料算定方法について

(6)東西均一接続料の扱いについて

- 次期接続料算定期間において、東西均一の接続料設定について、どのように対応することが適当か。

<主な意見>

● 東西均一接続料を継続することでよい。

- 東西均一接続料について、特にNTT西日本については原価割れ状態での接続料の設定を求めているという厳しさがあるが、国会において東西均一接続料の附帯決議がなされているという点も非常に重い。加えて、ユニバーサルサービスとしての加入電話に格差を設けることについての配慮という観点からも、20%という閾値をあまり厳格に捉えず、今までを踏襲することでよいのではないか。【関口委員】

(6)東西均一接続料の扱いについて

- 長期増分費用方式の適用を受ける場合であっても、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する原価及び接続料は、個別に算定・設定されることが原則である。
- 他方、これまで、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。
- 東西均一接続料の扱いについて、NTT東日本・西日本からは、東西別接続料を導入する場合には市場や利用者への影響を踏まえた観点からの検討が必要との意見があった。KDDIからは、NTT東日本・西日本は別会社のため本来は東西別接続料を設定すべきだが、これまでの経緯を踏まえ東西均一接続料を継続することも考えられるとの意見があった。ソフトバンクからは、東西別接続料とした場合の利用者料金の地域格差発生への懸念から社会的要請があるとして東西均一接続料が採用されてきており、その状況に変化がないことから引き続き東西均一接続料とすることで問題ないとの意見があった。
- これについて、今般、移行期間中の接続料の算定として、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを併用するとしても、東西別と東西均一の場合の各々の接続料試算結果を踏まえれば、東西別接続料への是正は、負担の変動が依然大きい現実的ではないと言わざるを得ないのではないか。
- 今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討を行っていく必要があるのではないか。

(参考) 各モデルによる接続料試算結果 (R4~R6)

■第8次PSTNモデル

(円/3分)

	R4AC	R5AC	R6AC
GC接続単金(トランクポート等除く。)	8.07	8.45	8.94
IC接続単金(トランクポート等除く。)	9.35	9.87	10.36
GC・IC接続統一単金(トランクポート等含む。)	9.08	9.55	10.05

■第9次IPモデル

(円/3分)

IP接続単金	5.25	5.58	5.95
---------------	-------------	-------------	-------------

■第8次PSTNモデル・第9次IPモデルの組み合わせ

(円/3分)

PSTN・IP統一単金	8.73	8.24	6.64
--------------------	-------------	-------------	-------------

※ 試算値は、試算方法等に起因する誤差を含む可能性がある。

※ 上記GC接続における「トランクポート等」は、加入者交換機回線対応部専用機能及び中継伝送専用機能を指す。

※ 上記IC接続における「トランクポート等」は、中継交換機回線対応部専用機能及び中継交換機接続用伝送装置利用機能を指す。

※ GC・IC接続統一単金は、各接続毎の単金の加重平均(トラヒック割合で加重)をとり算定。

※ PSTN・IP統一単金は、GC・IC接続統一単金(トランクポート等含む。)とIP接続単金の加重平均(IP網への移行割合で加重)をとり算定。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラヒック傾向変化の可能性を考慮し、通話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施。本試算結果は、中間的な入力値による試算結果を示したものの。

■第8次PSTNモデル

(円/3分)

		R4AC	R5AC	R6AC
GC接続単金 (トランクポート等除く。)	き線点RT-GC間伝送路コストを 接続料原価に全額算入(現行)	8.07	8.45	8.94
	き線点RT-GC間伝送路コストを 接続料原価から全額控除	5.76	6.00	6.31
IC接続単金 (トランクポート等除く。)	き線点RT-GC間伝送路コストを 接続料原価に全額算入(現行)	9.35	9.87	10.36
	き線点RT-GC間伝送路コストを 接続料原価から全額控除	7.04	7.41	7.73

※ 試算値は、試算方法等に起因する誤差を含む可能性がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラフィック傾向変化の可能性を考慮し、通話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施。本試算結果は、中間的な入力値による試算結果を示したもの。

※ 第9次IP-LRICモデルでは、NTSコストに分類される設備の中に、き線点RT-GC間伝送路に相当する伝送路は存在しない。

(参考) 各モデルによる接続料試算結果 (R4~R6東西別)

■第8次PSTNモデル

		R4AC	R5AC	R6AC
GC・IC接続統一単金 (トランクポート等含む。)	東日本(①)	8.23円/3分	8.59円/3分	8.98円/3分
	西日本(②)	9.96円/3分	10.58円/3分	11.19円/3分
	東西比(②/①)	1.21	1.23	1.25

■第9次IPモデル

		R4AC	R5AC	R6AC
IP接続単金	東日本(①)	4.58円/3分	4.82円/3分	5.12円/3分
	西日本(②)	5.92円/3分	6.34円/3分	6.79円/3分
	東西比(②/①)	1.29	1.31	1.33

※ 試算値は、試算方法等に起因する誤差を含む可能性がある。

※ GC・IC接続統一単金は、各接続毎の単金の加重平均(トラフィック割合で加重)をとり算定。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラフィック傾向変化の可能性を考慮し、通話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施。本試算結果は、中間的な入力値による試算結果を示したものの。